目 次

要約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
はじ	め	Έ.	•				•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	児	童及	ኒ ህ	高	齢	者	の	虐	待	に	関	j	る	法	令	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	2
2	障	害者	香 (須	!)	 =	対	す	る	虐	待	に	関	す	る	従	前	の	法	令	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2
3	障	害者	盾	襘	の	防	止		障	害	者	の	養	護	者	に	対	す	る	支	援	等	に	関	す	る	法	律		•	•	3
4	虐	待件	‡数	715	関	す	る	調	査				•		•	•				•	•					•				•	•	4
5	虐	待 ∂)美	例	۱.								•			•				•	•					•				•	•	6
6	ボ	ラン	ノテ	<u>-</u> 1	ア	活	動	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	7
7	個。	人悄	青報	₹ <i>0</i> ,	提	供	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	8
8	現	伏と	: 課	腿	į •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
9	提	言 1		行	政	に	よ	る	虐	待	防	止	活	動	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	1	O
10	提	言ź	2	見	守	IJ	体	制	の	構	築	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
おナ	5 6) 1																														1	4

提言の要約

社会的弱者を虐待から守ろう

児童・障害者・高齢者を社会の目でやさしく見守り、虐待の芽をなくそう

現状

- 平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、すべての社会的弱者への虐待防止制度がそろうことになる。
- 社会的弱者の虐待は、主に家庭や施設で起きている。
- 高齢者や障害者は、詐欺等の被害にあう可能性が高く、個人情報 の保護は特に重要である。

課題

- ◆ 障害者の虐待防止については、行政の体制が整備されていない。
- ◆ 社会に見えないところ、特に家庭内での虐待は発見が難しい。
- ◆ 行政が管理する社会的弱者の個人情報を外部に提供することは 難しい。

目標

社会的弱者虐待を社会全体で防ごう!

提言1 行政による虐待防止活動

①養護者支援事業

在宅の障害者を介護する家族の 相談に応じるほか、一時預かり等に 対応

②虐待防止に関する啓発事業

障害者福祉施設や障害者を雇用する事業所を対象として虐待への対応を啓発するほか、施設、医療機関、民生児童委員等への通報義務の徹底を行う

③連携協力体制の整備

福祉事務所、障害者虐待防止センター等、関係機関との連携協力体制を確立するための協議会の設置

提言2 見守り体制の構築

①ボランティア団体等による障害の 特性に応じた見守り

障害者を持つ家族団体を中心としたボランティア団体等に見守りの一役を担っていただく

②ボランティア団体等への支援

ボランティア団体等の設立援助や 相談窓口・ボランティアネットワーク の設置による支援

③地域見守り体制の構築

地域コミュニティを巻き込んだ見守 りネットワークを構築

④ボランティア団体等に対する個人 情報の提供の可能性について

ボランティア団体等へ個人情報を 提供

行政・各機関、ボランティア団体等、地域コミュニティが連携して見守り ネットワークを作り、社会的弱者を虐待から守りましょう

提言及び施策の展開

-1-